

## 次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年11月1日～2024年10月31日までの2年間
2. 内容

目標1：計画期間内の育児休業の取得状況を次の水準以上とする

男性社員：計画期間内の育児休業取得率が100%以上であること

女性社員：計画期間内の育児休業取得率が100%以上であること

また育時休業取得後の職場復帰率が90%以上であること

<対策>

- 配偶者の出産にかかる特別休暇の取得促進を呼びかける
- 過去の育児休業取得者および現在の取得者への調査を行い、育児休業の取得および復帰を妨げる要因や促進する要因を分析する
- 育児休業中の従業員の職業能力の開発・向上等、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

目標2：雇用環境の整備以外の取組み

- 地域における子育て支援活動として「こどもプログラミング教室」の再開
- 学生に対するインターンシップ等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進 等

<対策>

- こどもプログラミング教室を行う上での講師対応やサポートを行う社員の参加支援制度の構築
- 通年を通じた学生インターンシップの受け入れ及び対応社員への教育を行う